

令和8年度

あいの里共同溝設備保守点検業務

仕様書

札幌市建設局土木部道路設備課

1 業務の概要

あいの里共同溝について、付帯設備の機能低下を防ぐため、また事故等を未然に防止するため、点検、測定、試験等を行い、共同溝の維持管理を行うものである。

2 履行場所

- (1) あいの里共同溝 : 札幌市北区あいの里1条4丁目ほか
- (2) 北区土木センター : 札幌市北区太平12条2丁目(中央監視装置設置場所)

3 履行期間

令和8(2026)年4月1日 から 令和9(2027)年3月31日までとする。

4 役務の仕様

本仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書(令和5年版)」によるものとする。

5 業務内容

- (1) 以下に示す別表のとおり、これらに基づき保守点検を行うこと。

ア 別表1 あいの里共同溝設備保守点検項目

イ 別表2 中央監視装置総合点検項目

ウ 別表3 酸素警報設備総合点検項目

- (2) 資材・備品・消耗品等の在庫管理を行うこと。

- (3) 北区土木センターの自家用電気工作物年次点検立会い

別途発注業務の自家用電気工作物点検の際に、停電前、中央監視装置の電源を落とすこと。また復電後に電源を入れ各設備の異常の有無を確認すること。

6 点検周期

点検周期については以下のとおりとする。なお、各点検を行う日時については事前に委託者に確認すること。

- (1) 1カ月点検 : 毎月1回実施すること。(6カ月点検を行う月を除く年10回)

- (2) 6カ月点検 : 年2回実施すること。(5月と11月を予定)
- (3) 中央監視装置 : 総合点検を年1回実施すること。(11月を予定)
月点検を12回実施すること。
- (4) 酸素警報設備 : 総合点検を年1回実施すること。(11月を予定。酸素センサーの交換も実施)。月点検を11回実施すること。
交換部品の酸素センサー、校正ガスについては、受託者で用意すること。
- (5) 臨時点検 : 委託者からの指示又は事故等が発生した場合に実施。

7 遵守法令等

業務の履行にあたっては、本仕様書によるほか下記の法令等を遵守すること。

- (1) 道路法
- (2) 電気事業法
- (3) 水道法
- (4) 下水道法
- (5) 消防法
- (6) 労働安全衛生法
- (7) 電気設備に関する技術基準及び内線規程
- (8) 酸素欠乏症等防止規則
- (9) 札幌市共同溝保安細則
- (10) 大気汚染防止法
- (11) その他関連規則等

8 管理体制

受託者は下記の内容による者を定めること。

(1) 業務責任者

業務遂行を指揮監督するため、直接常用雇用契約関係にある者の中から業務責任者を1名定めること。なお、業務責任者については、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者の資格を有し、建築設備の維持管理に関する実務経験が5年以上の者とする。

(2) 業務員

直接雇用契約関係にある者の中から、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者の資格者または酸素欠乏・硫化水素危険作業特別教育の修了者とする。

9 提出書類

受託者は、以下の書類を提出すること。

(1) 業務計画書

履行開始日の前日までに提出し、委託者の承諾を得ること。履行期間中に内容の変更があった場合は速やかに変更後の書類を提出し承諾を得ること。なお、業務計画書には以下の書類を含むこと。

ア 業務責任者等指定通知書(経歴書、資格免許証の写し、雇用関係を証明する書類の写しを添付すること。)

(注): 保険者より発行される「資格情報のお知らせ」の写しやマイナポータルに表示される被保険者資格情報の PDF ファイルの印刷物を提出する際は、被保険者等記号・番号及び保険者番号(これらの情報が読み取れるQRコードを含む。)を黒塗りしたものを提出すること。

イ 保守管理体制表

ウ 緊急連絡体制表(近隣関係機関含む)・・・別添参照

エ 業務員名簿(氏名、年齢、資格免許証(写し)、雇用関係を証明する書類(写し)を添付すること)

オ 年間業務工程表

(2) 完了届、報告書

業務完了後、速やかに提出すること。ただし、3月分については3月31日に提出すること。

ア 完了届(本市指定様式『役務 様式 9』を使用すること)

イ 報告書(提出部数:2部)

(ア) 月点検報告書

(イ) 6カ月点検報告書

(ウ) 総合点検報告書

(エ) 点検写真

なお、点検により発見した不具合や対応した整備・修繕については指定の様式に記載し月報とともに提出すること

(3) 専門工事業者選定通知書

ア 契約後速やかに提出すること。

専門業者等への再委託について、詳細は本仕様書の第10項に後述するので参照のこと。

イ 再委託先が札幌市競争入札参加資格者名簿の登録業者でない場合、以下の書類も提出すること。

・再委託に係る申出書(あて先「受託者」、申出人「再委託先」)

再委託先が札幌市物品・役務契約等事務様式基準共通第2号様式(申出書)の第1項から第5項に該当する者でないこと。

・再委託先の登記事項証明書(写)など法人概要がわかる書類

代表者氏名や事業内容を確認する目的で取得するもので、当該事項が確認できる決算書(写)やパンフレットのほか、ホームページに掲示された法人概要を印刷したものも可とする。

(4) 鍵借用書(対象施設一覧表含む) … 業務着手後ただちに

(5) その他提出書類

ア 事故等報告書(随時提出すること)

10 再委託について

業務の主たる部分(下記)については、受託者はこれを再委託することはできない。

(1) 総合的な業務履行計画及び進捗管理

(2) 月点検業務

前述の「主たる部分」以外については、専門業者等への再委託を可能とするが、再委託する業務範囲及び選考する業者について、事前に委託者の承諾を得ること。

業務責任者は業務全体の品質・安全確保のため、委託者との協議、再委託業者の調整・指導監督等の全ての面において主体的な役割を果たすこと。

11 個人情報取り扱いについて

個人情報の取り扱いについては、別添特記事項によるものとする。

なお、事故報告書など、業務関係者以外の第三者の個人名・住所・連絡先が記載された書類を提出する場合が特記事項による個人情報の取り扱いに該当するため、そのような事象が発生した場合は、特記事項に従って対応すること。

12 その他特記事項

- (1) 業務の遂行に当たっては、委託者との連絡を密にし、工程調整を行うこと。
- (2) 業務の実施に必要な工具・機器・ウエス等消耗品類、照明器具、安全機器設備の手配・設置等は受託者負担とする。
- (3) 本仕様書に明記されていない事項については、委託者、受託者双方で協議の上、定めるものとする。
受託者の過失により当施設及び第三者に損害を与えた場合、受託者は一切の責任を負うものとする。
- (4) 本業務で発生した酸素センサー、蛍光灯は、施設内指定場所に保管すること。
- (5) 本業務履行において、受託者は札幌市が運用している環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めること。
- (6) 受託者はエコドライブの推進に努めること。また、アイドリングストップの推進、ふんわりアクセルの実施、エアコンの使用抑制、暖機運転の短縮、必要のない荷物を降ろす等を心掛け、業務を実施すること。
- (7) 受託者は、履行期間の開始前までに、前年度あいの里共同溝設備保守点検業務の受託者から業務引継を受けるものとする。また受託者は、履行期間満了または契約解除に伴う業務の終了にあたって、委託者及び次の受託者に対して必要な引継を行うとともに、業務開始準備に必要な協力をする事。

以下、札幌市共同溝保安細則より抜粋

(入溝者の義務)

第5条 入溝者は、法令、管理規程、この細則及び別に定める要領並びに共同溝の構造及び機能を熟知し、共同溝及び占用物件の保全並びに酸素欠乏事故及び作業等に伴う事故の防止に努めなければならない。

- 2 入溝者は入溝責任者に協力し、又は自己の責任において、共同溝及び占用物件の保全並びに酸素欠乏事故及び作業等に伴う事故の防止に努めなければならない。

(入溝者の手続き)

第6条 入溝責任者は、緊急の場合を除き、承諾書若しくは許可書又はその写し(以下「承諾書等」という)を提出し、共同溝鍵貸出簿(細則様式1)に必要な事項を記載し管理課の確認を受けたうえで鍵の貸与を受けるものとする。

- 2 入溝責任者は、入溝中は承諾書等を携行し、道路管理員又は他の入溝者の求めがあった場合には、これを提示しなければならない。
- 3 入溝責任者は工事等が完了した場合には、速やかに管理課に鍵を返却するとともに、共同溝入溝報告書を提出し確認を受けるものとする。

(入溝時の措置)

第7条 入溝責任者は、入溝前に、入溝する者の人数、装備等を点検し安全を期するとともに、出溝後においてもこれを行い、共同溝内の残留、残置等のないようにしなければならない。

- 2 入溝責任者は、入溝に際し、監視盤を確認し、溝内が安全な状態にあることを確かめた上でなければ入溝してはならない。この場合において、構内が安全な状態にないと認められる場合には、付帯設備又は他の機器等の使用により安全を確保した上で入溝しなければならない。
- 3 入溝責任者は、監視盤に異常等が示された時は、速やかに入溝者に連絡するとともに付帯設備の稼働等適切な防災措置を執るものとする。

(緊急時における措置)

第8条 共同溝において事故の発生又はその恐れがある場合には、発見者は速やかに次の要領で通報するとともに安全な範囲で応急の措置を執ることとする。

- 2 酸素欠乏に係わる事故については、前項の例により通報するとともに、空気呼吸器等を使用するなど二次災害を防止する措置を執ったうえで、至急に救助、介護等を行うものとする。

*「次の要領で通報」とは別添の緊急連絡体系図による。

(遵守事項)

第9条 入溝する者は次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 承諾書等に付した条件を厳守するとともに、道路管理者の指示に従うこと。
- (2) 道路管理者が承認した場合を除き、構内で火気又は引火性の溶剤若しくは可燃性ガス等を使用しないこと。
- (3) 共同溝内では喫煙をしないこと。
- (4) 構内で有毒ガス等が発生する恐れのある作業等を行う場合には、別途給排気の設備を設けること。
- (5) 入溝者は保安帽、作業衣及び腕章を着用し、懐中電灯を携行すること。
- (6) 万一の場合に備え、各作業箇所ごとに最低限の空気呼吸器等酸素欠乏に係わる事故防止の機器を準備すること。

緊急連絡体系図

(業務名) あいの里共同溝設備保守点検業務

